

令和 6 年第 3 回定例会議案説明資料

1 議案第 7 6 号 令和 6 年度千葉市一般会計補正予算（第 3 号）中所管

[1] 保育施設等における給食費等補助 P.3

2 議案第 8 2 号 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部

改正について P.4

1 議案第76号 令和6年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管

〔1〕保育施設等における給食費等補助

（保育施設等給食費等支援事業費）

補正予算書13～15ページ

1 補正理由

物価高騰が継続する中、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供できるよう、当初予算において、「民間保育施設等への給食費相当分の助成」に係る所要の経費として、令和6年4月から9月分を計上したところであるが、物価水準が高止まりしている状況に鑑み、引き続き下半期分を補正予算として計上するもの。

2 補正予算の内容

- （1）対象園 市内の公立保育所、民間保育園、認定こども園、幼稚園（私学助成・給付型）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認可外保育施設※

※届出のある認可外保育施設（ベビーシッターを除く）

- （2）補助額

	下半期分の 1食当たり単価	上半期分の 1食当たり単価
3歳未満児	約61円	約61円
3歳以上児	約41円	約41円

- （3）補助対象期間 令和6年10月から令和7年3月まで

3 補正予算額

【歳出】

補助金等 170,000千円（当初予算額：169,000千円）

※参考：補正予算額の考え方

下半期分の単価×喫食予定日数×児童数（10月1日時点）

【財源】

一般財源 170,000千円

4 今後の予定

令和6年 ～10月 各園への周知、交付申請
～12月 交付決定・各園への支払

2 議案第82号 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案書7～9ページ

1 改正の趣旨

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」等の一部改正に伴い、当該基準を定める条例の一部を府省令等で定める国基準の改正と同様に改正するもの。

2 改正する条例

- (1) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
対象施設：保育所
- (2) 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
対象施設：幼保連携型認定こども園
- (3) 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
対象施設：小規模保育事業所及び事業所内保育事業所
- (4) 千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例
対象施設：認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く）

3 改正内容

上記2のすべての条例について、それぞれ以下の改正を行う。

- (1) 3歳児の職員配置基準の改正
3歳児の配置基準を20対1から15対1とし、国基準と同様の配置基準に改める。
- (2) 4・5歳児の職員配置基準の改正
4・5歳児の配置基準を30対1から25対1とし、国基準と同様の配置基準に改める。
- (3) 経過措置の設定
教育・保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるため、当分の間、改正前の配置基準で職員配置を行うこととする。

4 施行期日

公布の日

5 新旧対照表

- (1) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第86号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(1) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
目次（略）	目次（略）
第1条～第45条（略）	第1条～第45条（略）
（職員）	（職員）
第46条（略）	第46条（略）
2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね 20人 につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね 30人 につき1人以上とする。ただし、各保育所につき2人を下ることはできない。	2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね 15人 につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね 25人 につき1人以上とする。ただし、各保育所につき2人を下ることはできない。
以下（略）	以下（略）

- (2) 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第46号）

改 正 前	改 正 後
(2) 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	(2) 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
第1条～第4条（略）	第1条～第4条（略）
（職員の数等）	（職員の数等）
第5条（略）	第5条（略）
2（略）	2（略）
3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上と	3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上と

する。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。 <table border="1"> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(3)・(4) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td></tr> </table> 4・5 (略) 以下 (略)	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人	(3)・(4) (略)	(略)	備考 (略)		する。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。 <table border="1"> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(3)・(4) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td></tr> </table> 4・5 (略) 以下 (略)	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人	(3)・(4) (略)	(略)	備考 (略)	
園児の区分	員数																				
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人																				
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人																				
(3)・(4) (略)	(略)																				
備考 (略)																					
園児の区分	員数																				
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人																				
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人																				
(3)・(4) (略)	(略)																				
備考 (略)																					

(3) 千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
目次 (略) 第1条～第28条 (略) (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第30条 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げ	目次 (略) 第1条～第28条 (略) (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第30条 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げ

る乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第32条～第43条 (略) (職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第45条・第46条 (略) (職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童	る乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第32条～第43条 (略) (職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第45条・第46条 (略) (職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
---	---

(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4)満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 以下 (略)	(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4)満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 以下 (略)
---	---

(4) 千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年千葉県条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(3) 千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 第1条・第2条 (略) (職員の配置) 第3条 認定こども園には、満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね5人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の園児おおむね<u>30人</u>につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。 2～5 (略) 以下 (略)	(3) 千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 第1条・第2条 (略) (職員の配置) 第3条 認定こども園には、満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね5人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の園児おおむね<u>25人</u>につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。 2～5 (略) 以下 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 当分の間、第1条第1号の規定による改正後の千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第2項、第1条第2号の規定による改正後の千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項及び第1条第3号の規定による改正後の千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項並びに第2条の

規定による改正後の千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項第3号及び第4号、第31条第2項第3号及び第4号、第44条第2項第3号及び第4号並びに第47条第2項第3号及び第4号の規定は、適用しない。この場合において、第1条第1号の規定による改正前の千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第2項、第1条第2号の規定による改正前の千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項及び第1条第3号の規定による改正前の千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項並びに第2条の規定による改正前の千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項第3号及び第4号、第31条第2項第3号及び第4号、第44条第2項第3号及び第4号並びに第47条第2項第3号及び第4号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。